

妊婦のための支援事業

妊娠期から切れ目ない支援を行うことを目的として、「妊婦のための支援給付」と「妊婦等包括相談支援事業」を一体的に実施します。「出産・子育て応援給付金」に代わり、令和7年4月から開始するものです。

1 給付金の申請対象者

令和7年4月1日以降に妊娠・出産された方で、申請時点で栗原市に住所を有する方。

2 支給額

(1) 妊婦支援給付金 1回目

妊婦1人につき5万円（口座振込）

(2) 妊婦支援給付金 2回目

胎児1人につき5万円（口座振込）

※給付金は申請後、おおむね1か月後に給付いたします。



3 申請書交付方法、申請方法

給付を受けるためには、所定の申請書による申請が必要です。

	妊婦支援給付金 1回目	妊婦支援給付金 2回目
申請書交付方法	妊娠届を提出いただく時に、窓口での <u>面談後</u> に申請書を交付	産婦新生児訪問（※）時の、 <u>面談後</u> に申請書を交付
申請書の提出	各保健推進室に面談後提出	面談後、各保健推進室、各総合支所市民サービス課提出
提出書類	申請書、個人番号のわかるもの、金融機関の口座が分かるものの写し	申請書、金融機関の口座が分かるものの写し



妊娠届、面談
申請→1回目支給



8か月アンケート
面談



新生児訪問、面談
申請→2回目支給

受診
予定日確定

* 令和7年4月1日以降に流産、死産、人工妊娠中絶をした方も妊婦支援給付金の対象となります。妊娠の事実や胎児の数を確認するため、母子健康手帳や産科医療機関名の記載がある妊娠届出等が必要です。また、転入された方については転入前の自治体へ受給状況を確認させていただく場合があります。詳しくは下記問い合わせ先までお問い合わせください。

問い合わせ先

妊娠・出産・育児・死産等に関するご相談

築館・志波姫保健推進室（築館総合支所内）	0228-22-1171
若柳・金成保健推進室（若柳総合支所内）	0228-32-2126
栗駒・鶯沢保健推進室（栗駒総合支所内）	0228-45-2137
高清水・瀬峰保健推進室（高清水総合支所内）	0228-58-2119
一迫・花山保健推進室（一迫総合支所内）	0228-52-2130

妊婦支援給付金に関する問い合わせ先

市民生活部子育て支援課・こども家庭センター	0228-22-2360
-----------------------	--------------